佐賀県告示第 235 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和27年佐賀県条例第52号)第8条第2項の規定により、令和5年度木材業者の登録事項を次のとおり変更した。 令和5年11月10日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録 番号	登 録 年月日	住所又は所在地		氏名又は名称	代表者氏名
佐木佐 第19号	令和5年 10月19日	変更前	佐賀市本庄町大字本庄278番地4	一般社団法人佐賀県木材協会	代表理事会長 山口 誠二
		変更後	II .	1 //	代表理事会長 山﨑 鉄好